# 令和８年度介護サービス事業所実態調査業務委託仕様書

## １　調査目的

県内介護サービス事業所の実態を把握し、今後の高齢者施策の検討に活用することを目的とする。

## ２　調査概要

（１）調査対象範囲　佐賀県内に設置されている介護サービス事業所約 2,300 施設

（２）調査対象者　　県内に設置されている介護サービス事業所及び勤務する職員

（３）調査標本数　　事業所用 2,300 程度、介護従事者用 9,000 程度（１施設当たり職員４人）
※介護従事者の選定は、事業所において行う。

（４）調査方法　　オンライン（事業所はフォームに回答用の Excel データを添付して回答）による無記名調査

（５）調査項目　　事業所用として 37 問程度、介護従事者用として 26 問程度
※質問項目は、県が作成する。

## ３　委託業務の内容

（１）調査の準備

- 業務スケジュール等の計画書の作成
- 調査回答のための Web アンケートフォーム（事業所用、従事者用）の作成
- 事業所用 Web アンケートフォームに添付するための回答票（Excel 形式）の作成

（２）調査

- 介護サービス事業所に調査依頼状を郵送で送付
- ①で作成した Web アンケートフォームの回答用 URL（事業所用・介護従事者用）及び二次元コード並びに Excel 形式の回答票（事業所用）を県へ送付（県から介護サービス事業所等へ調査実施の案内をメールで送付）
- アンケートフォームの操作が分からない等、事業所からの疑義照会への対応
- 未回答事業所への督促を郵送にて送付（無記名調査であり、未回答事業所を特定できないため、全ての対象事業所へ送付）
- 調査期間は、年末年始（12 月 28 日～1 月 3 日）を除き１か月以上確保すること。

（３）調査結果の集計・分析

① 共通

集計は Excel により行うこと。
分析に当たっては、表、グラフ及び図表を用いて分かりやすく整理すること。
県の指示に従い随時必要なデータの加工及び図表の作成を行うこと。

② 事業所調査票

事業所調査票の回答結果について、設問ごとの単純集計を行うとともに、法人種別、介護サービ

ス種別、所在地（市町）、事業所規模（職員数）等の属性別クロス集計を行うこと。

特徴的な傾向、地域差及び課題について考察を行うこと。

次に掲げる事項については、重点的な分析を行うこと。

- 介護職員の過不足状況、採用状況及び離職状況
- 採用、職場定着及び離職防止のための取組状況並びにその効果
- 外国人介護人材の受入れ及び職場定着の状況、課題
- 介護テクノロジー（介護ロボット・ICT 機器等）の導入状況、効果及び課題
- 利用者及び家族等によるハラスメント対策の実施状況

③ 介護従事者調査票

介護従事者調査票の回答結果について、設問ごとの単純集計を行うとともに、年齢、職種、職位、雇用形態、勤続年数、サービス種別及び勤務地域等の属性別クロス集計を行うこと。

特徴的な傾向、職種間及び年代間の差異並びに課題について考察を行うこと。

次に掲げる事項については、重点的な分析を行うこと。

- 介護職を選択した理由及び就職経路
- 就業継続意向及び転職意向
- 労働条件や職場環境に対する満足度、不安、不満
- ハラスメントの経験状況
- 介護人材の定着に影響を与える要因

4 成果品及び納品時期

下記の成果品について、令和９年３月 12 日（金）までに県長寿社会課あて提出すること。

- 調査報告書各 10 部（一色Ａ４版無線綴じ）
  ※介護事業所編 200 ページ程度、介護従事者編 200 ページ程度を想定
- 調査報告書の電子媒体 CD－ROM：Word 形式又は PowerPoint 形式
- 集計したデータ一式
- 回答された調査票等、収集したすべてのデータ（調査票はファイルに綴じて提出すること。）

5 業務委託期間

契約締結日から令和９年３月 12 日（金）まで

6 留意事項

- 受託者は、県長寿社会課が必要と認めるときには、随時打合せ（オンライン可）を行うこと。
- アンケート回収状況、集計状況等について、県の求めに応じて報告すること。
- 委託業務の実施に当たっては、県長寿社会課と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県長寿社会課からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- 業務に際しては、第三者とのトラブルが発生しないように留意するとともに、受託者によるトラブルは、受託者が責任を持って対処すること。
- 本業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、県長寿社会課に帰属するものとする。

・　本調査により得られたデータ等全てについて、本調査の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
・　本調査により得られたデータ等の使用、保存、処分には、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもってあたらなければならない。
・　県による業務の検査確認に合格した時点をもって、本業務において収集・作成した全てのデータを破棄・処分するものとし、一切の記録を残してはならない。破棄・処分の際は、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもってあたらなければならない。
・　業務の実施にあたり、第三者の設備、構造物、備品等に損害を与えた場合は、受託者の責任において原状に回復すること。
・　この仕様書に記載のない事項については、県長寿社会課及び受託者で協議して定めることとする。
・　県長寿社会課は、仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を命じ、あるいは、契約の解除等をなすことができるものとする。
・　受託者は、佐賀県のホームページに公開している「佐賀県情報セキュリティ対策基本方針」を遵守すること。個人情報の扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
・　受託者は、佐賀県の情報セキュリティポリシーに従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、発注者から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

7　スケジュール（予定）

| | |
|---|---|
| 契約締結 | 令和8年12月9日（予定） |
| 打合せ・準備等 | 令和8年12月10日～ |
| 調査フォーム及び Excel 調査票・依頼状等作成（受託者対応） | 令和8年12月10日～12月17日 |
| 調査期間 | 令和8年12月21日～令和9年1月29日 |
| 督促（受託者対応） | 令和9年1月21日～1月29日 |
| 分析等（受託者対応） | 令和9年2月1日～2月19日 |
| 成果品納品期限 | 令和9年3月12日 |